

## 9. 外国人留学生選抜

外国人留学生選抜は、日本国籍を有しない人で、本学専攻科の特色を理解し、専門分野の学びに明確な意欲と熱意を持つ人を対象として行う選抜です。

**鳥取短期大学を令和3年3月に卒業見込みの場合は出願できません。**

### (1) 募集専攻／定員／修業年限等

専攻	募集定員	修業年限	備考
国際文化専攻	2名	2年	大学改革支援・学位授与機構認定
経営情報専攻	1名	1年	
住居・デザイン専攻	2名	1年	

### (2) 出願資格

次のすべてに該当する者です。

- ① 外国において学校教育における12年の課程を卒業(修了)した者
- ② 日本語教育を相当期間受け、日本語を理解し、本学における授業に十分対応できる者
- ③ 日本国際教育支援協会日本語能力試験2級またはN2以上を取得している者
- ④ 希望する専攻に関連した学びを修めている者

### (3) 出願期間

2020年10月1日(木)から2020年12月11日(金)17:00必着(日本時間)

### (4) 出願書類

**※出願書類(入学願書等)については、鳥取短期大学 入試広報課へ請求してください。**

国外在住の場合、国際便で送付します。早めに請求してください。

事前に準備するもの

- ・日本語能力試験合格証明書(写し)
- ・写真(2枚・たて4cm×よこ3cm) ※入学願書と在留資格認定証明書交付申請書に貼付してください
- ・パスポートの写し(立証書類として必要となります)
- ・卒業証明書(最終学歴にあたる教育機関発行のもの)
- ・在職証明書または在学証明書(在職中・在学中の者のみ)
- ・学費・生活費の支弁に関する書類(下表参照)

A. 本人が支弁する場合	B. 本国から送金により支弁する場合	C. 本人以外の本邦居住者が支弁する場合
・本人名義の預金残高証明書 (日本円で200万円程度) ・預金形成書類 (本人名義の通帳のコピー等)	・送金者名義の預金残高証明書	・経費支弁者の住民票 ・経費支弁者の課税証明書 (総所得が記載されたもの) ・経費支弁者の預金残高証明書 ・経費支弁者の在職証明書 (給与所得者の場合) ・経費支弁者の営業許可書の写し (自営業の場合)

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※外国語で発行された各種証明書類には、日本語に訳したものの(様式自由)を添付してください。

※本学の入学手続および入国手続に関する、手数料等(保証人料、紹介料等)は一切ありません。

### (5) 選抜方法

書類審査、小論文の内容を総合して判定します。選抜結果については、本人に連絡します。

### (6) 受験料

25,000円(来学初日に学費と一緒に納めてください)

## (7) 納入金

入学初年度には、入学金、学費、諸会費等の納入が必要となります。

(以下、金額の単位は円とする)

区分		専攻	国際文化専攻	経営情報専攻	住居・デザイン専攻
入学金			130,000	130,000	130,000
学費	授業料		540,000	540,000	540,000
	教育・設備充実費		120,000	120,000	120,000
諸会費等	後援会費		20,000	20,000	20,000
	学友会費		6,000	6,000	6,000
	学生教育研究災害傷害保険、 付帯賠償責任保険		2,080	1,140	1,140
	同窓会費		10,000	10,000	10,000
合計			828,080	827,140	827,140

・学生教育研究災害傷害保険、付帯賠償責任保険は、国際文化専攻のみ2年間分となります。金額が改定された場合はその改定額とします。

## (8) 納入方法について

納入方法には「一括納入」と「分割納入」の2通りがあります。来学初日に下表の金額を納入してください。

区分		国際文化専攻	経営情報専攻	住居・デザイン専攻
一括納入の場合		828,080	827,140	827,140
分割納入の場合		333,080	332,140	332,140

「分割納入」の場合、残りの納入金については、下表のとおり指定された月に納入してください。

専攻	6月納入	10月納入	12月納入
国際文化専攻 経営情報専攻 住居・デザイン専攻	165,000	165,000	165,000

## (9) 2年次の納入方法について（国際文化専攻入学者のみ）

- ・入学金(130,000円)、学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険(2,080円)および同窓会費(10,000円)を除く金額となります。ただし、学費が改定された場合は、その改定額とします。
- ・入学初年度と同様に、「一括納入」または「分割納入」いずれかの方法による納入となります。
- ・納入方法などの詳細については、進学時に改めてご案内いたします。

## (10) 注意事項

- ・一度提出された出願書類および学費は、いかなる理由があっても返還することができません。
- ・入学決定後、専攻の変更は認められません。
- ・入学後、いくつかの授業科目の履修に際して実費を徴収することがあります。
- ・来学初日に納入金額を支払えない場合、入学許可を取り消します。
- ・アルバイトは学費、生活費の不足分を補うものとして認めますが、学生本来の学業に支障をきたす場合は一切認めません。

## (11) 留学生のための授業料減免制度・奨学金制度

### ① 留学生授業料減免制度

- ・1年次4月の授業料（27万円）と国際文化専攻のみ2年次4月の授業料（27万円）が減免されます。
- ・授業料の減免を希望する場合は、次の条件を満たす必要があります。

#### 【1年次】

- ◆入学金（13万円）を全額納入する。
- ◆「授業料減免願」を提出する。

#### 【2年次】（国際文化専攻のみ）

- ◆それまでの学費を全額納入している。
- ◆「授業料減免願」を提出する
- ◆本学における学業成績・生活態度などについての総合審査に合格する。

### ② 鳥取県国際交流財団私費留学生奨学金（入学後申請・給付型）

私費外国人留学生のうち、学業を継続する上で経済的援助を必要とする人に対して、鳥取県国際交流財団より月額2万円の奨学金が支給されます。学業成績、人物ともに優秀で、県内の大学に6か月以上在籍し、地域の国際交流活動に貢献している人が対象です。ただし、他の奨学金を受給している人は対象となりません。この奨学金は返済の必要はありません。

### ③ 倉吉地区ロータリークラブ教育振興基金（入学後申請・給付型）

学業成績、人物ともに優秀で、地域活動に貢献している留学生に倉吉地区ロータリークラブより、年額24万円が支給されます。この奨学金は返済の必要はありません。

### ④ 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省私費外国人留学生学習奨励費）〔日本学生支援機構〕

（入学後申請・給付型）

私費外国人留学生で、学業・人物ともに優秀で経済的に修学が困難な人に日本学生支援機構より月額48,000円の奨学金が1年間支給されます。この奨学金は返済の必要はありません。

※奨学金額が改定された場合はその改定額となります。